

平成 30 年度及び中期目標期間（平成 28～30 年度）の業務実績評価の進め方について

1 業務実績評価と評価委員会の関係

業務実績評価の区分	評価委員会の役割	根拠法令
(1) 平成 30 年度の業務実績評価	条例の規定により、評価委員会は、 <u>市長の諮問に応じて、意見を述べる。</u>	評価委員会条例 第 2 条第 1 項第 2 号
(2) 中期目標期間の業務実績評価 (H28～30)		評価委員会条例 第 2 条第 1 項第 3 号

2 業務実績評価等のスケジュール

(1) 令和元年度

評価委員会	開催日	主な審議事項	
		(1)H30 業務実績評価	(2)中期目標期間の業務実績評価
第1回	7月 9日	諮問・審議	諮問・審議
第2回	9月 12日	意見とりまとめ	意見とりまとめ
第3回	10月 31日	答申	答申



12 月議会

(2) 令和 2 年度

評価委員会	開催日	主な審議事項
		R 元 業務実績評価
第1回	7月上旬	諮問・審議
第2回	8月下旬	意見とりまとめ
第3回	9月下旬	答申



12 月議会